

年金について

I 退職（一般組合員^{（注）}）の資格喪失時の年金手続

老齢厚生年金の支給開始年齢に達する前に退職される方は、「退職届書」を提出することにより、将来の年金受給に備えて厚生年金被保険者期間や標準報酬等が公立学校共済組合本部に登録されます。

登録が完了した方は年金待機者となり、公立学校共済組合本部からリーフレット「年金待機者になられた方へ」と「年金待機者登録通知書」がご自宅に送付されます。（退職後、おおむね3～6ヶ月後に自宅に送付されます。）

送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください。

組合員本人の申請（「退職届書」の提出）をもって登録を行うため、**忘れずに提出してください。**

ただし、**退職後、引き続き令和5年4月1日から公立学校共済組合高知支部の一般組合員、公立学校共済組合の他支部の一般組合員、他の公務員共済組合の一般組合員となる方、または割愛による退職者となる方**については、**提出は不要**です。

（注）一般組合員…正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付き任用職員（フルタイム勤務、2か月を超える雇用が見込まれる場合）である組合員

提出書類：退職届書
（様式コーナー：様式5） → 記入例はP. 53

提出期限：令和5年4月6日（木）

提出先：公立学校共済組合高知支部

- 提出に当たっては、郵便、メール便、送達便のどの方法でも構いませんが、重要な書類となりますので確実に届く方法でご提出ください。
- 同じ所属所内に複数の退職者がいる場合でも、個人ごとに提出していただいて構いませんので、記入ができた方からご提出ください。

◎年金を受け取るための手続

年金待機者の方が年金を受け取るには、**支給開始年齢に達したときに年金の請求手続きが必要です。**手続きに必要な書類は、支給開始年齢に達する約2～3ヶ月前に公立学校共済組合や他の実施機関（注）から登録住所に送付されます。

（注）老齢厚生年金の決定等を行う機関（当共済組合や日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団等）のことです。原則、最後に加入した実施機関から年金請求に必要な書類が送付されます。

II 退職（一般組合員の資格喪失）後の年金制度

原則として、**20歳以上60歳未満**の日本国内に住所がある方は、何らかの年金制度に加入しなければなりません。

(1) 「60歳未満」で退職される組合員

手続等は、退職後の状況により下記の①～③に分かれています。

【注意】任意継続組合員となる場合にも、国民年金への加入が必要です。

任意継続組合員制度に、年金制度は含まれていません。

①退職後、再就職等して厚生年金保険制度に加入する場合

⇒国民年金第2号被保険者になります。**手続きは再就職先で行います。**

②退職後、配偶者が加入している健康保険の被扶養配偶者になる場合

⇒国民年金第3号被保険者になります。**手続きは配偶者の勤務先で行います。**

③上記①、②に該当しない場合（国民健康保険に加入・任意継続組合員制度に加入・配偶者以外の家族が加入している健康保険の被扶養者となる）

⇒国民年金第1号被保険者になりますので、**ご自身で手続きが必要です。**

手続等の詳細は各市町村役場の窓口へお問い合わせください。

《国民年金被保険者の種類》

種 別	対 象 と な る 人
国民年金 第1号被保険者	日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方（第2号・第3号被保険者を除く）
国民年金 第2号被保険者	公務員、会社員など厚生年金保険の被保険者
国民年金 第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

(2) 被扶養者となっている「60歳未満の配偶者」

組合員が退職すると、被扶養者となっている配偶者（被扶養配偶者）で60歳未満の方は、**国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。**

また、組合員が任意継続組合員となり、引き続きその被扶養配偶者となった場合でも、**国民年金第3号被保険者の資格を喪失します。**

手続等は、組合員の退職後の状況により下記により分かれています。
必ずご確認ください。

①退職後、組合員が再就職等して厚生年金保険制度に加入する場合

⇒引き続き配偶者（20歳以上60歳未満の者）を扶養する場合、配偶者は再び国民年金第3号被保険者となります。**手続は再就職先で行います。**

②組合員が退職後再就職しない、または任意継続組合員となる場合

⇒組合員の退職後、国民年金第1号被保険者への種別変更が必要です。

手続等の詳細は各市町村役場の窓口へご自身でお問い合わせください。



Ⅲ 年金制度の概要

1 年金制度のあらまし

(1) 公的年金制度

現在の公的年金制度は、国民年金（1 階部分）と厚生年金保険（2 階部分）によって構成されています。

1 階部分の国民年金は、全国民に共通の制度で、基礎年金が支給されます。昭和 61 年 4 月 1 日以降「国民皆年金制度」により全国民に国民年金への加入が義務付けられています。

2 階部分の厚生年金保険は、被用者（会社員や公務員等）が加入する年金制度で、報酬に比例した年金が支給されます。

公的年金制度は、下図のように全国民に共通した国民年金（基礎年金）と、この上乗せ制度である厚生年金、企業年金等や経過的職域加算額・年金払い退職給付を含めると 3 階建ての体系となります。

【公的年金制度の体系】

3 階	企業年金等	年金払い退職給付※2	国民年金基金 (任意加入)	
		経過の職域加算額※1		
2 階	厚生年金			
1 階	国民年金（基礎年金）			
	民間 サラリーマン等	公務員等 	被扶養配偶者	自営業・学生

※1 経過措置として、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生する方には平成 27 年 9 月までの共済加入期間に応じた経過的職域加算額が支給されます。

※2 平成 27 年 10 月から新たな公務員の退職給付として「年金払い退職給付」が創設され、原則 65 歳から終身年金と有期年金として支給されます。

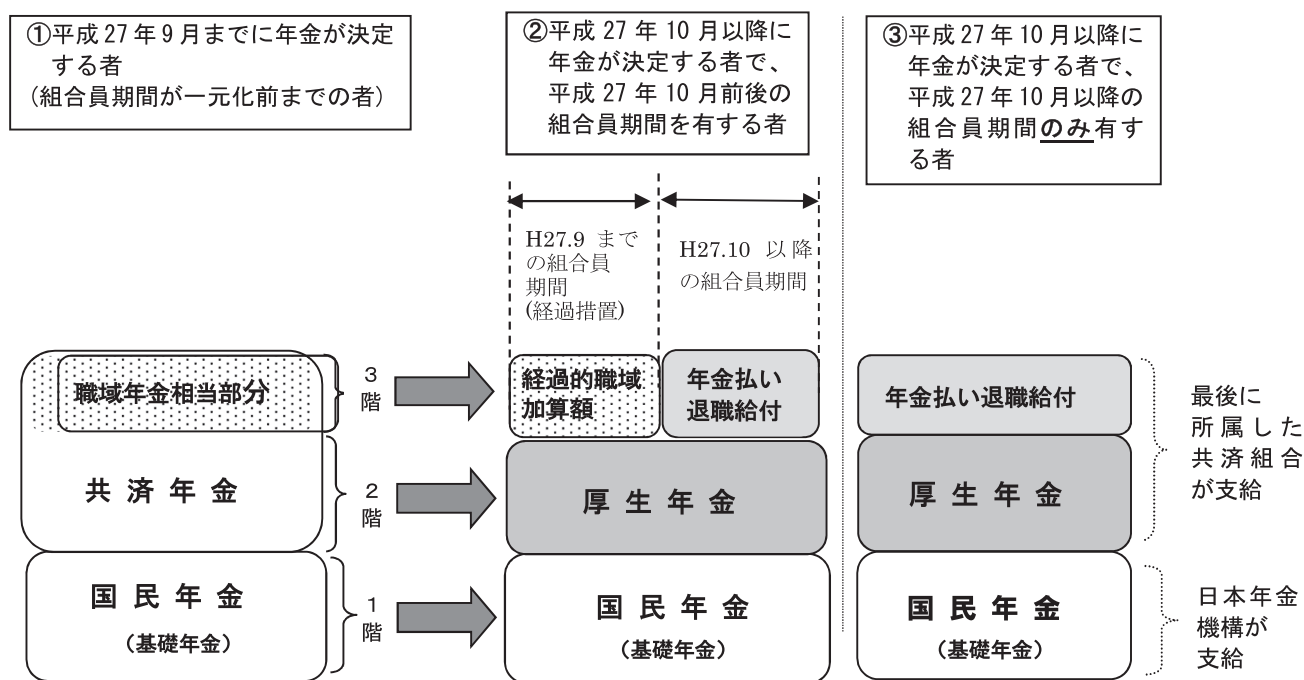
(2) 年金制度の改正について（被用者年金制度一元化）

平成27年10月の被用者年金制度一元化により、「共済年金」は「厚生年金」に統一され、公務員等も「厚生年金」に加入することになりました。

平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、「老齢厚生年金」となりますが、年金記録の管理や年金額の裁定、支給は引き続き公立学校共済組合が行います。

主な改正概要は以下のとおりです。

【一元化のイメージ】

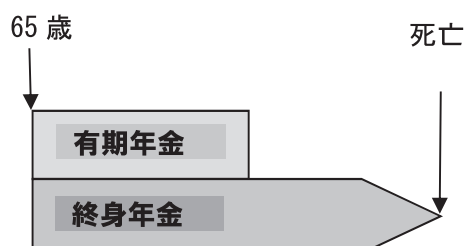


<年金払い退職給付>

平成27年10月から共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」が廃止され、新たな退職給付として「年金払い退職給付」が創設されました。

◎年金払い退職給付は、半分は有期年金（10年、20年又は一時金）、半分は終身年金として原則65歳から支給されます（60歳から繰上げ支給可能）。なお、受給者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

【年金払い退職給付のイメージ】



◎共済年金の職域年金相当部分は、現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」でしたが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付となります。

(3) 年金の給付事由と種類

年金には、給付の事由により、老齢・障害・遺族の3つの種類があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金	
		種類	給付事由
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金 P.48～49 参照	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

(4) 年金の併給調整

原則として給付事由の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか一つを選択し、受給することになります。**(一人一年金の原則)**

同一年金制度内または異なる年金制度間において、ひとりが複数の年金受給権を有することとなった場合には、本人の選択により、いずれか1つの年金が支給されることとなり、選択した以外の年金の支給が停止されます。**(併給調整)**

なお、この選択は将来に向かっていつでも変更することが可能です。

(例)「老齢厚生年金」と「障害厚生年金」の受給権を有する場合

→「老齢厚生年金」を選択すると「障害厚生年金」は全額支給停止。(選択肢が逆の場合も同様に他方は全額支給停止。)

(5) 年金の決定・支給

公務員期間の厚生年金の決定・支給については、最後に所属した共済組合が行い、民間サラリーマン等の厚生年金期間と国民年金（基礎年金）については日本年金機構が行います。

※ 請求書は、受給権発生月の約2～3ヶ月前に、これまで加入した中で最終加入となった実施機関（日本年金機構、共済組合等）から送付されます。

※ 複数の実施機関に加入期間がある場合、請求書は、いずれか1ヵ所の実施機関に提出することで、加入期間があるすべての実施機関への請求手続を行ったことになります。
(ワンストップサービス)

※ 請求書は、誕生日以降に提出します。

Ⅳ 老齢厚生年金について

1 支給要件

公務員期間の老齢厚生年金を受給するための支給要件は、下表のとおりです。

老齢厚生年金
● 65 歳以上であること ● 厚生年金被保険者期間が 1 月以上あること（※） ● 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 10 年以上であること

※ 2 以上の種別の被保険者期間を有する者は、2 以上の種別の被保険者期間を合算して 1 年以上とします。

《厚生年金保険の種類》

種 別	職 種	実施期間
第 1 号厚生年金保険	民間会社員	日本年金機構
第 2 号厚生年金保険	国家公務員	国家公務員共済組合 他
第 3 号厚生年金保険	地方公務員	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等) 他
第 4 号厚生年金保険	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

2 年金額の内訳

年金額の内訳は、次のとおりです。

年金額は、毎年のも価や賃金の変動に応じて、毎年度改定されます。

年金額の内訳＝国民年金＋①＋②＋③＋④

④加給年金額（該当者のみ）	
②経過的職域加算額	③年金払い退職給付
①老齢厚生年金	
国民年金（老齢基礎年金）	

※ 経過的職域加算額・年金払い退職給付・加給年金額は、該当する方のみ対象。

<加給年金額について>

厚生年金被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている下記の加給年金額対象者がいる場合、次の金額が加算されます。

なお、加給年金額は下記の要件に該当しなくなった場合のほか、離婚、死亡等により生計を維持されなくなったときに加算が終了します。

<加給年金額対象者及び加給年金額>

(令和4年4月1日時点)

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (年額)
配偶者	65歳未満		388,900円
子	○18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 ○20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する障害状態にある子	恒常的収入が年額850万円未満 (所得が655.5万円未満) ※老齢厚生年金請求時に収入限度額以上であっても、おおむね5年以内に定年等の理由のため収入減になる見込みがある場合は該当します。	2人目まで 1人につき 223,800円 3人目から 1人につき 74,600円

* 注意 *

配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上または共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上の場合に限る）、退職共済年金（被保険者期間が20年以上）を受けとる権利があるとき、または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。



3 年金の支給開始年齢

「老齢厚生年金」は65歳からの支給ですが、特例による「特別支給の老齢厚生年金」が生年月日に応じた支給開始年齢から65歳まで支給されます。

支給開始年齢は下記のとおりです。

【老齢厚生年金等の支給開始年齢】

生年月日	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
S28.4.2 ～ S29.10.1	職域年金相当部分 特別支給の退職共済年金				職域年金相当部分＋年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金

↓↓ 厚生年金に統合 ↓ ↓

S29.10.2 ～ S30.4.1	経過的職域加算額 特別支給の老齢厚生年金	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
--------------------------	-------------------------	---------------------------------------

S30.4.2 ～ S32.4.1	経過的職域加算額 特別支給の老齢厚生年金	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
-------------------------	-------------------------	---------------------------------------

S32.4.2 ～ S34.4.1	経過的職域加算額 特別支給の老齢厚生年金	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
-------------------------	-------------------------	---------------------------------------

S34.4.2 ～ S36.4.1	経過的職域加算額 特別老厚	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
-------------------------	------------------	---------------------------------------

S36.4.2～	経過的職域加算額＋年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
----------	---------------------------------------

- 「経過的職域加算額」は、平成27年9月以前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間のない方には支給されません。
- 「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間のない方には支給されません。

V 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する期間が10年以上ある方が65歳に達した日に受給権が発生し、その翌月から死亡した月まで日本年金機構から支給されます。

老齢基礎年金の額は、加入可能月数（480月＝40年）全てが保険料納付済である場合、年額が**777,800円（令和4年度）**です。

加入月数が480月に満たない場合は、その方の加入月数等に応じて計算されます。

※ 老齢基礎年金の額は改定されることがあります。

加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- ①第1号被保険者期間（国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は、全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算）
- ②第2号被保険者期間（20歳から60歳までの共済組合や厚生年金保険加入期間）
- ③第3号被保険者期間（昭和61年4月1日以降の第2号被保険者の被扶養配偶者の期間）

VI 老齢厚生年金の支給の繰上げ・繰下げ

1 60歳からの繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により支給開始年齢に達する前に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を行うと、請求日の翌月分から1月あたり0.4%（※）の割合で減額された繰上げ支給の老齢厚生年金の支給を受けることができます。

ただし、**支給される年金の減額は、生涯にわたって続く等の制約があります**ので、請求については十分な検討をしてください。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%となります。

繰上げ期間	減額率
5年（60月）	24.0%
4年（48月）	19.2%
3年（36月）	14.4%
2年（24月）	9.6%
1年（12月）	4.8%

●繰上げ請求を行った場合、下記の主な制約があります。ご注意ください。

- ①繰上げ支給により減額された年金は、生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- ②繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ③老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても同時に繰上げ請求する必要があります。(すべて減額支給)となります。
- ④以下の請求ができなくなります。
 - ア) 事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
 - イ) 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ) 3級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求

◆退職された翌月分（4月分）から年金の繰上げ請求を希望される方へ

3月中に公立学校共済組合高知支部で請求書類の受付を行う必要がありますので、**2月末までに公立学校共済組合高知支部へご連絡ください。**（必要書類を送付します。）

※ 60歳到達以降、請求により年金を繰上げて請求することができます。制度上は在職中に請求可能ですが、その場合、賃金等と年金の金額により年金が一部または全額支給停止となります。

退職後の繰上げ支給の申し出は、

公立学校共済組合本部が受付窓口となります。

連絡先：公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122
(年金相談専用電話)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

【参考】令和4年度末定年退職者が繰上げ請求した場合の試算額

●仮定条件（生年月日が昭和37年4月2日以後の方）

- ・老齢厚生年金 1,132,000円
 - ・経過職域加算額 220,000円
 - ・老齢基礎年金 777,800円
 - ・年金額に改定がないことを想定
 - ・受給権発生 65歳
- 合計 1,352,000円

①繰上げ請求しない場合

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳～
老齢厚生年金等	0円	0円	0円	0円	0円	1,352,000円
老齢基礎年金	0円	0円	0円	0円	0円	777,800円
年金額(合計)	0円	0円	0円	0円	0円	2,129,800円

②老齢厚生年金、老齢基礎年金とも61歳から請求する場合

	61歳～		
老齢厚生年金等	1,092,416円	⇒4年繰上げ（減額率19.2%）	81歳のときに、繰上げ請求しないときの方が総受給額が多くなります。
老齢基礎年金	628,462円	⇒4年繰上げ（減額率19.2%）	
年金額(合計)	1,720,878円	⇒この金額(減額)が生涯続きます。	

2 65歳からの繰下げ支給

老齢厚生年金は、65歳で受け取らずに66歳以降75歳まで（※）の間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。

65歳に達した日（65歳の誕生日の前日）から繰下げ請求申し出月の前月までの月数あたり0.7%を増額した年金を受けることができます。

ただし、繰下げ待機期間中に在職支給停止期間がある場合は、支給停止される額を除いて繰下げ加算額を計算します。

65歳から66歳以降に老齢厚生年金の繰下げ請求の申出をするまでの間の年金の支給はありません。

また、加給年金額も受給することができず、繰下げ加算額の対象となりません。

※ 繰下げの申出手続きについては、65歳になる直前に公立学校共済組合本部からお知らせします。

※ 繰下げの申出は、66歳の誕生日以降75歳に到達するまで、1ヶ月単位で行うことができます。

※ **他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げる**必要があります。

※ 老齢基礎年金、年金払い退職給付も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰下げる必要はなく、異なる時期に繰下げる場合は、それぞれに申出が必要です。

※ 他の公的年金を受給している場合は繰下げの申出ができません。（老齢基礎年金、障害基礎年金、付加年金および年金払い退職給付は除きます。）